

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

○条例

小田原市地域経済好循環推進条例

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市地域経済好循環推進条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 5 号

小田原市地域経済好循環推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地域に根ざした経済の好循環が本市の地域経済の持続的な発展及び市民生活の基盤となるものであることに鑑み、地域経済の好循環を図るための施策について、基本理念を定め、市、事業者、市民等の役割を明らかにするとともに、地域が一体となって経済の循環を図るために必要な事項を定めることにより、本市の地域経済及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 地域経済の好循環を図る施策は、市内事業者が地域経済の重要な担い手であるという認識の下に、市内事業者の活性化及び経営基盤の強化に資するよう推進するものとする。

2 地域経済の好循環を図る施策の推進に当たっては、地域資源の活用が重要となることから、市内で生産し、又は採取される農林水産物、市内で製造し、若しくは加工し、又は販売する工芸製品その他の物品等（以下「市内産品」という。）をはじめ、自然、歴史、文化、産業技術、エネルギー等の本市の地域資源を生かし、新たな地域資源の発掘に努めるものとする。

3 地域経済の好循環の促進を図るためには、市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力が必要となることから、受注及び発注の機会の増大に努めることを含め、適切な連携及び協力関係を構築するものとする。

4 地域経済の好循環を実現し、持続していくためには、市民等（市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。以下同じ。）による地域における消費、担い手の育成並びに市内産品及び市内事業者が提供するサービス（以下「市内産品等」という。）に対する理解が欠かせないものであることから、地域経済の振興

に対する市民等の理解及び協力を促進するものとする。

(市の役割)

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、次に掲げる地域経済の好循環を図る施策を推進するものとする。

(1) 市内事業者の経営基盤の強化を促進するための施策

(2) 市内事業者の受注機会の増大を図る等の市と事業者との間及び事業者間の連携及び協力を促進するための施策

(3) 本市の地域資源の情報発信を積極的に行う等により、本市への誘客及び市内外における市内産品等の消費を促進するための施策

2 市は、前項の施策を推進するに当たっては、国及び県の支援事業を活用するほか、周辺の市町との連携に努めるものとする。

(市内事業者の役割)

第4条 市内事業者は、経営基盤の強化による持続的な事業経営に努めるものとする。

2 市内事業者は、優良な市内産品等の提供及びその品質の維持向上に努めるものとする。

3 市内事業者は、雇用機会の確保、人材の育成及び就労環境の整備に努めるものとする。

4 市内事業者は、事業活動を行うに当たっては、本市の地域資源を積極的に活用するよう努めるものとする。

5 市内事業者は、市内事業者の相互間における連携及び協力を努めるとともに、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業の協力)

第5条 市内の大企業は、中小企業の振興が地域経済の発展のために重要であることを踏まえ、市内の中小企業による市内産品等の活用を努めるものとする。

(地域経済団体の役割)

第6条 地域経済団体は、市内事業者が経営基盤の強化を図るための取組を積極的に支援するものとする。

2 地域経済団体は、市内事業者に対し、国及び県の支援事業並びに市が実施する施策の情報を適切に提供するよう努めるものとする。

3 地域経済団体は、市が実施する地域経済の好循環を図る施策に協力するよう努める

ものとする。

(市民等の協力)

第7条 市民等は、本市の地域資源の魅力及び価値に対する認識を高めるとともに、市内産品等の積極的な消費に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 1 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 6 号

小田原市議会委員会条例の一部を改正する条例

小田原市議会委員会条例（昭和 3 9 年小田原市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第 1 3 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）その他重大な感染症のまん延、災害等の発生等により委員が委員会の開会の場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開くことができる。ただし、第 1 8 条の秘密会については、この限りでない。

2 前項本文の場合において、オンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第 1 6 条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、委員長又は委員が第 1 3 条の 2 第 2 項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法により行うことができる。

第 1 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法により出席すると

きは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第24条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会に出席することができる。

第27条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定は、オンラインによる方法により出席する公述人には、適用しない。

第28条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。